

訂正のお知らせ

下記の告示に誤植がありました。

平成 12 年 5 月 24 日建設省告示 1358 号

準耐火構造の構造方法を定める件

【誤】 P109

第1 壁の構造方法は、次に・・・限る。)とする。

一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 107 条の 2・・・次に定めるものとする。

(4) 間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、・・・構造とすること。

(ii) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ ~~10mm~~以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

【正】 15mm 以上 (P109 下から 2 行目)

下記の告示に誤字脱字がありました。

平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1399 号

耐火構造の構造方法を定める件

【誤】 P105～P106

第1 壁の構造方法は、次に定めるもの（第二号へ及び第五号へに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分を、当該部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に（追加；P105 上から 9 行目）防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

六 令第 107 条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

ロ 気泡コンクリート又は繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）の両面に厚さが 3 mm 以上の繊維強化セメント板（スレート波板及びスレートボードに限る。）又は厚さが 6 mm 以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板を張ったもので、その厚さの合計が 3.5 cm 以上のもの

【正】 繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。） (P106 下から 9 行目～8 行目)

準耐火構造の構造方法を定める件

【誤】 P109～P111

第1 壁の構造方法は、次に・・・限る。)とする。

一 建築基準法施行令 (以下「令」という。) 第 107 条の 2・・・次に定めるものとする。。

(2) 間柱及び・・・被覆が設けられた構造 (間柱及び下地を**木材のみ**造ったものを除く。) とすること。

【正】 木材のみで (P109 下から 14 行目)

(4) 間柱若しくは・・・被覆が設けられた構造とすること。

(vii) 厚さが 12 mm 以上のせっこうボード**張**上に垂鉛鉄板を張ったもの

【正】 の (P110 上から 5 行目)

(viii) 厚さが 25 mm 以上のロックウール**保温版**の上に垂鉛鉄板を張ったもの

【正】 保温板 (P110 上から 6 行目)

三 令第 107 条の 2 に掲げる技術的・・・次に定めるものとする。

ハ 間柱及び下地を木材で造り、・・・かつ、その屋内側の部分に**第4 (削除 ; P110 下から 21 行目)** 第一号ハ(1) (i) から(v) までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

ニ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に**第4 (削除 ; P110 下から 11 行目)** 第一号ハ(2) (i) 又は(ii) に該当する防火被覆が設けられた構造 (間柱及び下地を**木材のみ**造ったものを除く。) とすること。

【正】 木材のみで (P110 下から 10 行目)

五 令第 107 条の 2 第二号及び第三号に掲げる技術的・・・次に定めるものとする。

ホ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に第三号ニ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分にニ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられた構造 (間柱及び下地を**木材のみ**造ったものを除く。) とすること。

【正】 木材のみで (P111 上から 13 行目)

防火構造の構造方法を定める件

【誤】 P116

第1 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。) 第 108 条に掲げる技術的・・・有効に防止することができる構造とするものに限る。) とする。

イ～ロ 略

ハ 間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次のいずれかに該当する構造(イに掲げる構造を除く。) とすること。

(3) 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びびりの部分については、この限りではない。

(ii) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(イ) 略

(ロ) 塗厚さが 20 mm 以上の鉄網モルタル**塗 (削除 ; P116 上から 6 行目)** 又は木ずりしっくい

(ハ)～(ホ) 略

(ヘ) 厚さが 12 mm 以上の硬質木片セメント板を**張**ったもの

【正】 張 (P116 上から 11 行目)